

News 1

結婚新生活支援補助金交付制度をご利用ください

新生活の円滑なスタートアップや家庭生活における男女共同参画を推進するため、予算の範囲内で新生活にかかる費用の一部を補助します。

▶主な条件

- 令和3年1月1日以降に婚姻し、婚姻日に夫婦が39歳未満であること
- 申請時に市内に住民票があり、住み続ける意思があること
- 令和2年の夫婦の合計所得が400万円未満であること  
(申請時に退職などしている場合は所得なしとみなします)
- 夫が市指定の家事・育児講座に参加すること
- 他の公的家賃補助を受けていないこと
- ▶補助対象経費 夫婦が支払った婚姻に伴う住宅・賃借・引っ越し費用など
- ▶補助額 上限30万円
- ▶申込 6月1日(火)~翌年2月28日(月)に申請書に必要な書類を添えて、直接申込先へ。

※申請書は、申込先・市ウェブサイトにて用意しています。交付条件や必要書類などの詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。

問・申込先 子ども未来課 ☎(85)3320 ✉kodomo@city.obu.lg.jp

事前相談 受付中

申請受付を円滑に行うため、事前にご相談ください。

News 2

ひとり親家庭に対する住居費支援制度をご利用ください

新型コロナの影響が長期化していることに伴い、生活困難に直面するひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住宅費を支援します。

▶対象 申請時点で市内に在住しているひとり親家庭の父または母で、次の全ての要件に該当する方

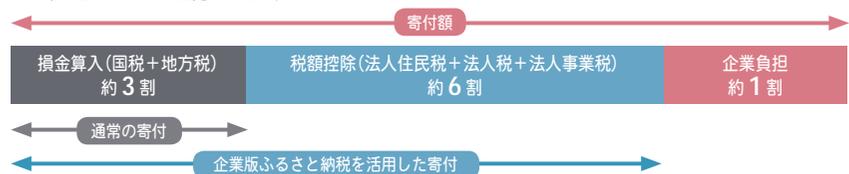
- 市内にある市営または県営住宅に入居申込をした上で、かつ落選していること
- 落選した後、民間賃貸住宅に既に居住または入居契約を締結していること
- 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育していること
- 児童扶養手当の全部支給を受けている、または同程度の所得水準にあること
- 生活保護・住居確保給付金・その他の公費により家賃が負担される制度を受けていないこと
- ▶補助対象経費 現在居住または入居契約を締結している民間賃貸住宅の家賃額と、落選した市営または県営住宅に入居した場合の家賃額として市が算定した額との差額
- ▶補助額 1か月あたり2万円以内(最大9か月間)
- ▶申込 事前連絡した後、翌年3月31日(木)までに必要書類を持参の上、申込先へ。

問・申込先 子ども未来課 ☎(45)6229

News 3

企業版ふるさと納税を活用した寄付の受け付けを開始しました

市では、国の認定を受け、4月から企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)を活用した寄付の受け付けを開始しました。市の地方創生の取り組みに対して寄付を行った場合、寄付額の最大9割の税の優遇が受けられます。詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。



問 法務財政課 ☎(45)6252

空手 全国大会 優勝

健康都市スポーツ推進課 ☎(45)6233

正木翔夢さん(当時石ヶ瀬小6年)は、2月28日に丸善インテックアリーナで開催された第9回日本武道振興会チャンピオンカップ決勝大会の小学6年生男子軽量級の部(42kg未満)に出場し、優勝しました。



行政相談委員総務大臣感謝状

福祉総合相談室 ☎(45)6219

長年にわたり行政相談委員を務めた松浦國之さん(森岡町)が、総務大臣感謝状を受けました。



高齢者叙勲

企画広報課 ☎(45)6214

高齢者叙勲で、蟹江正人さん(桃山町)が瑞宝双光章(学校保健功労)を受章しました。

医療法人卓グループ  
介護老人保健施設  
キューオーエル  
〒478-0001 知多市八幡字丸根100

デイケア  
キューオーエル

介護職  
常勤 年収 400万円~580万円  
パート 総給 1,400円~1,610円  
(各種手当含む一時金の処遇改善加算も含む時給換算)

療養室  
キューオーエル

看護師  
常勤 年収 460万円~650万円  
パート 総給 1,600円~1,800円

清水ヶ丘整形外科  
〒478-0053 知多市清水ヶ丘2-905

清水ヶ丘 整形外科

看護師 常勤 パート  
常勤 年収 450万円~600万円  
(諸手当含む)

看護師  
常勤 年収 400万円~580万円  
パート 総給 1,470円~1,520円  
(各種手当含む一時金の処遇改善加算も含む時給換算)

スタッフ募集

● 託児室あり ● 看護師・介護職・常勤共に日勤可  
詳細は面談の上決定致します  
短時間勤務も御相談下さい!

電話連絡の上、履歴書(写真貼)を郵送して下さい。 ☎0562-33-8222 <http://www.taku-m.com> 医療法人 卓

財源確保などのため、有料広告を掲載しています。広告内容は、市が推奨するものではありませんので、広告主へ直接お問い合わせください。